

税についての作文に 多数の応募がありました

▶問合せ 納税課

税についての関心、理解を高めるため、八尾税務署管内納税貯蓄組合連合会が、中学生を対象に税に関する作文を募集したところ、市内中学校から937点の応募がありました。各賞の入賞者は右記のとおりです。

- 松原市長賞**
 勝部 月(松原第五中学校)
納税貯蓄組合大阪府総連合会優秀賞
 長谷川 冬香(松原第三中学校)
八尾税務署管内納税教育推進協議会長賞
 林 華蓮(松原第七中学校)
八尾税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞
 豊浦 瑞穂(松原第四中学校)
 柳原 美結(松原第六中学校)
 山口 真依(松原第二中学校)

松原市長賞「税は身近な存在」 松原第五中学校 勝部 月

私の身近で税のことを感じるのは消費税である。何をかうにも8%のお金が加算される。それも今後増えるのが確かで、正直なげ、税というものを払わないといけないうか疑問をもつようになっていた。そんな時、消費税以外にも色々な税の種類があることを知った。そして、目に見えないところでその税が使われていることがわかってきたのである。

振り返ると私達の暮らしの中には、直接税を感じられないものがたくさんある。私の家は母子家庭なので、母が働き、1人で家庭を支えてくれている。その働いた給料の中から所得税や住民税が差し引かれているらしく、手取りのお金は生活していくのにいつも苦しいと言っている。しかし、母子家庭だという事で私や母が病院に行く時、ひとり親家庭医療という医療証を見せると、医療費の助成を受けることができている。すなわち、一定の額を払うだけで済んでいるのである。これは、税を納めるというしくみがあって、税によって助けられているということの一つだ。

他にもある。私はもうすぐ高校を受験する。その時、私立高校等の授業料無償化は学校選択の幅が広がり、親への負担をやわらげることができるかもしれない。しかし今は、皆があたりまえのように高校へ進学するのに、高校からは授業料以外の教育費にお金が必要となってくる。なぜ、小学校・中学校までは義務教育ということとほとんど無償なのに、高校や大学には何もないのだろうかと思う。そう思った時、今が教育の境目で、これからは自分の力で学びを積み重ね、大人になるしかないのだと気付かされた。これまでの義務教育である小学校や中学校は、人として生きていくのに必要な知識として、国がお金を出してくれ教育を受ける場を与えてくれたのだ。将来を担う私達のために教育費が使われているということは、また、私達が大人になった時に税を納めるというしくみを理解して、今度は私達が納得して税を納めなければいけないのだと思った。

このように、税は知らず知らずのうちに私達の生活に関係しているのだ。でも、私の年齢では、直接税のことを感じる場面は少ないといえる。きっと今から、少しずつ税のおかげで国が支えられ、国や地方が行う財政のことがわかり、様々な公的サービスを受けたり、公共施設を利用したりできるありがたさを実感していくのだと思う。

今まで、なぜ皆あたりまえのように税を納めるのだろうかと思っていたが、納めなければ人々の暮らしが成り立たないことを、税の歴史や税の種類やしきみからそのサイクルを学び、私なりに税の大切さがわかった。そのうえで、税は身近な存在としてとらえ、私達の世代がみんなで支え合う、この社会や税の使いみちの事を深く考えながら社会の一員になっていかなければいけないと思った。

大和川を清流に！ 大和川・石川クリーン作戦

大和川の美しい環境と清流を取り戻すための一斉清掃を行います。皆さんの参加をお待ちしております。

▶とき 3月6日(日) 午前9時30分～11時頃

▶ところ 大和川西運動広場

▶内容 開会式、河川敷の清掃作業

▶配布物 軍手、ごみ袋

▶問合せ 上下水道管理課、上下水道建設室、環境予防課、大阪府河川環境課(☎06-6941-0351)、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所(☎072-971-1381)



2月は 生活排水対策月間& 大和川流域水質改善強化月間

川などの水の汚れの原因の約7割が日常生活から出る「生活排水」です。

◆食器や鍋の汚れは、紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。

◆味噌汁、スープ、飲み物などは必要な分だけつくり、残り物を流さないようにしましょう。

◆油は使い切る工夫をし、捨てる場合は、流しに流さずに新聞紙に吸い込ませたり、固形化するなどしましょう。

◆石けん、洗剤、シャンプーなどは適量を使いましょう！

公共施設循環バス(ぐるりん号)に 広告を掲載してみませんか

ぐるりん号に掲載する広告の申し込みを受け付けています。*広告掲載にあたり事前審査があります。

▶掲載箇所 公共施設循環バスの車体側面(計3台)の窓ガラス

▶広告掲載期間

1カ月単位

▶申込み 広告掲載を希望する月の前々月の末日(土曜・日曜・祝日を除く)までにまちづくり推進課へ。

申込方法などの詳細や空き状況については市ホームページをご覧ください。

▶問合せ まちづくり推進課

▼広告内容

広告サイズ	掲載料(月額)
縦 14cm × 横 50cm 以下	1 枠 1,500 円
縦 70cm × 横 60cm 以下	1 枠 6,000 円



マイナンバー制度に 便乗した詐欺にご注意！

マイナンバー制度に便乗して、個人情報不正に取得しようとする不審な電話、メール、手紙、訪問などが全国で相次いでおり、実際に現金をだまし取られる被害が起こっています。

マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、市役所から電話や訪問で口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることはありませんので、不審な問い合わせにご注意ください。

◎不審な電話などを受けたら
【消費者ホットライン】 ☎188(いやや!)

◎詐欺など被害にあわれたら
【警察 相談専用電話】 ☎#9110(平日 午前8時30分～午後5時15分) または最寄りの警察署まで

◎マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取扱いについて
【個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口】
 ☎03-6441-3452(平日 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時30分)

▼とき
 ◎2月22日(月)～26日(金) 午後6時30分まで
 ◎2月27日(土)・28日(日) 午前9時～午後4時30分

go.jp/
 https://www.kojinbango-card.



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

通知カード返戻の有無確認や交付時の手続きなど市への問い合わせについては、松原市役所窓口課ナビダイヤルへお問い合わせください。

■松原市役所窓口課ナビダイヤル
 ☎0570-02-8660

■マイナンバー総合フリーダイヤル(通話無料)☎0120-95-0178
 (外国語対応は☎0120-0178-26)

■個人番号カード総合サイト
 https://www.kojinbango-card.

義援金ありがとうございます

台風第18号等大雨災害、台風第21号与那国町災害、屋久島口永良部島新岳噴火災害への被災者に対する義援金の受け付けは12月末をもって終了しました。多くの皆様のご協力ありがとうございました。

義援金は、各々に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

▶問合せ 福祉総務課

●義援金受付状況

台風第18号等大雨災害 47万5,680円(12月31日受付終了)
 台風第21号与那国町災害 1万2,021円(12月31日受付終了)
 口永良部島新岳噴火災害 50万4,792円(12月25日受付終了)

事業者名・団体名・個人名(順不同・敬称略)

台風第18号等大雨災害

- 中野 秀雄 ●松原市市長
- 大阪府自動車整備振興会 商工組合 松原地区会
- 第10回ミヤマ感謝杯チャリティーコンペ
- 空研塾西田道場 ●浅野 恭子 ●匿名希望

台風第21号与那国町災害

- 匿名希望
- 口永良部島新岳噴火災害
- 空研塾西田道場 ●福西 洋美

市庁舎のバラいっぱい寄附金 ご寄付ありがとうございます

皆さんからいただいた「市庁舎のバラいっぱい寄附金」を活用し、これまで3年間で計370株のつるバラを補植しましたが、今年度もこの2月に庁舎南側段丘(3段目)に50株のつるバラを補植する予定です。

今後とも皆様のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

*平成27年5月22日に開催のミニコンサートの招待者で、記念品のお受け取りがまだの人は、招待はがきをお持ちの上、財産管理課までお越しください。

▶寄付の申込み 寄付金は、1,000円以上より受け付けをしています。なお、5,000円以上の寄付をされた人で、ご希望の場合は、市役所正面設置のプレートに名前を掲載します。

▶掲載期間 2年間 ▶受付時間 市役所開庁時間
 ▶受付窓口・問合せ 財産管理課

寄付申込者数 7件 (平成27年10月1日～12月28日)

事業者名・団体名・個人名(申込順・敬称略)

- 都市緑化月間樹木配布(小川集会所有志一同 新町南公園有志一同 岡公園有志一同 天美東公園有志一同 河合公園有志一同 阿保東部第二公園有志一同)
- 松原産業フェア来場者一同 ●空研塾西田道場 その他匿名4件

税

の申告は正しく、期間内に

市・府民税の申告、所得税及び復興特別所得税の確定申告の受け付けが始まります

市・府民税

▼問合せ 課税課

市では、平成28年度分の市・府民税の申告の受け付けを次のとおり行います。※申告の受け付け初日や午前中は混雑が予想されます。期間内の申告をお願いします。

▼期間 2月16日(火)～3月15日(火)
(土曜・日曜日は原則休み)
◎休日受付 2月27日(土)・28日(日)
いずれも午前9時～午後5時30分
▼ところ 市役所8階大会議室

▼申告が必要な人

◇平成28年1月1日現在、松原市に居住していた人で、次のいずれれかに該当する人
・営業、農業、その他の事業を営んでいて所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなくてもよい人

●税務署への来署は 公共交通機関の利用をお願いします

税務署庁舎横駐車場は申告相談会場を設営しているため使用できません。また、臨時駐車場は台数が少ないため、公共交通機関のご利用をお願いします。

●申告書の提出について

申告書は、税務署に提出するほか、郵送での提出もできます。確定申告書の「控」に税務署の收受印が必要な人は、「控」とともに返信用封筒(切手貼付)を同封してください。申告書は自宅のパソコンで簡単に作成することができます。詳細は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(http://www.nta.go.jp/)をご覧ください。
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告をされた人は、原則として個人事業税、市・府民税の申告の必要はありません。

▼公的年金などを 受給されている人へ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所

▼申告の必要がない人

◇収入が給与だけの人で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人
◇所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出した人

▼申告に必要なもの

◇申告には印鑑と次の書類などが必要となりますので、忘れずに持参してください。
・給与所得者については源泉徴収票(ない人は給与支払証明書)
・営業、農業、その他の事業を営んでいる人については、収入を証明する帳簿、経費支払領収書など
・医療費、各種健康保険料、国民年金保険料、生命保険料などの控除を受ける人は、それらの領収書または証明書

所得税及び 復興特別所得税

▼問合せ 八尾税務署

八尾税務署では、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受け付けを次のとおり行います。

▼期間 2月16日(火)～3月15日(火)
(土曜・日曜日は原則休み)
◎休日受付 2月21日(日)・28日(日)
いずれも午前9時～午後5時
※混雑状況によっては早めに相談受付を終了する場合があります。
▼ところ 八尾税務署

●個人で事業や不動産貸付などを行う人は記帳と帳簿書類の保存が必要です

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない人も対象となります)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要

もしくは「通知カード」および「身分証明書」の確認または写しの提出が必要です。

●復興特別所得税をお忘れなく

平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税(各年分の基準所得税額の2・1%)を所得税と併せて申告・納税する必要があります。記載漏れにご注意ください。

八尾税務署以外で開設される 所得税及び復興特別所得税の確定申告会場・日程

【松原商工会議所】

2月22日(月)～26日(金) 開設時間は午前9時30分～正午、午後1時～4時(混雑時は、相談受付を早めに締め切る場合あり)
※土地・建物や株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行っていません。会場へお越しの際には、公共の交通機関をご利用ください。
※平成29年2月(平成28年分確定申告期)以降は開設いたしません。

【広域申告センター】

①JR北新地駅前会場 (JR「北新地駅」東改札口から右側へ約60m 大阪駅前第2・第3ビル間 地下歩道)
2月21日(日)、28日(日) 午前9時15分～午後5時
②天満橋会場 (地下鉄谷町線「天満橋駅」から徒歩約2分 大阪合同庁舎第3号館1階)
2月21日(日)、28日(日) 午前9時15分～午後5時

【還付申告センター】

①JR北新地駅前会場 (場所は同上)
2月2日(火)～15日(月)(土曜・日曜・祝日は除く) 午前9時30分～午後4時
②堺会場 (南海高野線「中百舌鳥駅」北出口から徒歩約5分・地下鉄御堂筋線「なかもず駅」2番出口から徒歩約5分 堺市産業振興センター5階)
2月2日(火)～15日(月)(土曜・日曜・祝日は除く) 午前9時30分～午後4時

あなたも松原市で働いてみませんか

職 種 募集予定人数	内容・申込み・試験など
留守家庭 児童会室指導員 10人程度	<ul style="list-style-type: none"> ●資格 昭和31年4月2日以降に生まれた人で、次の①②いずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格、保育士資格、教員免許(幼・小・中・高)、社会福祉士資格のいずれかを有する人(平成28年3月末までに取得見込の人を含む) ②放課後児童健全育成事業の指導員経験(年間200日以上勤務)を平成28年3月末時点で2年以上有する人(高等学校などを卒業した人) ●雇用期間 4月1日～平成29年3月31日 ●試験日 2月11日(祝) ※募集人数に達しない場合は3月6日(日)に再度試験を実施します。 ●試験内容 小論文・面接 ●申込み・問合せ 2月1日(月)～9日(火)(土・日曜日を除く、午前9時～午後5時30分)までに、受験申込用紙(子ども未来室で配布中または市ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入し、子ども未来室へ(郵送不可)。
要介護認定訪問 調査員(ケアマ ネジャー) 1人	<ul style="list-style-type: none"> ●資格 昭和41年4月2日以降に生まれた人で、介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格を有し、自転車などを利用して要介護認定訪問調査業務ができる人 ●雇用期間 4月1日～平成29年3月31日 ●試験日 2月14日(日) ●試験内容 小論文・面接 ●申込み・問合せ 2月1日(月)～12日(金)(土曜・日曜・祝日を除く、午前9時～午後5時30分)までに、受験申込用紙(2月1日(月)から高齢介護課で配布または市ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入し、高齢介護課へ(郵送不可)。
主任相談支援員 (生活困窮者自 立支援事業) 1人	<ul style="list-style-type: none"> ●資格 昭和31年4月2日以降に生まれた人で、次の①②のいずれかに該当する人 ①社会福祉士・精神保健福祉士などの資格を有し、かつ相談支援業務の経験を1年以上有する人 ②生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している人 ●雇用期間 4月1日～平成29年3月31日 ●試験日 2月21日(日) ●試験内容 小論文・面接 ●申込み・問合せ 2月1日(月)～2月15日(月)(土曜・日曜・祝日を除く、午前9時～午後5時30分)までに受験申込用紙(2月1日(月)から福祉総務課にて配布、または市ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入し、福祉総務課へ(郵送不可)。
就労支援員 (生活保護) 1人	<ul style="list-style-type: none"> ●資格 昭和31年4月2日以降に生まれた人で、就職斡旋・相談および求人に関する業務経験が1年以上ある人、または人事・労務管理に関する業務経験が1年以上ある人 ●雇用期間・試験日・試験内容・申込み・問合せ 同上
中国残留邦人等 支援・相談員 1人	<ul style="list-style-type: none"> ●資格 昭和31年4月2日以降に生まれた人で、中国語の通訳、パソコン操作(ワード・エクセル)ができる人 ●試験内容 筆記(翻訳)・通訳試験・小論文・面接 ●雇用期間・試験日・申込み・問合せ 同上

職 種 募集予定人数	内容・申込み・試験など
登 録 小 学 校 ・ 中 学 校 の 講 師	<ul style="list-style-type: none"> ●職務内容 市立小学校・中学校の講師 ●資格 当該校種、教科の教員免許状を有する人 ●申込み・問合せ 履歴書を持って教職員課へ(郵送不可)。

職 種 募集予定人数	内容・申込み・試験など
市立保育所 保育士 5人程度	<ul style="list-style-type: none"> ●職務内容 朝および夕方の保育補助 ●資格 昭和31年4月2日以降に生まれた者で保育士免許を有する人 ●試験日 随時 ●申込み・問合せ 履歴書と保育士証のコピーを持参し、子ども未来室へ(郵送不可)。
市立幼稚園 教育支援員 1人	<ul style="list-style-type: none"> ●職務内容 市立幼稚園における支援の必要な児童の補助 ●資格 昭和31年4月2日以降に生まれた人で、次の①②のいずれかに該当する人 ①幼稚園教諭免許状を有する人(平成28年3月末までに取得見込みの者を含む) ②幼稚園などで支援教育などに関わる経験を2年以上有する人(高等学校などを卒業した人) ●雇用期間 4月1日～9月30日(6カ月の更新可) ●勤務時間 月～金曜日 午前8時45分～午後0時30分 ただし、長期休業中については、所属園長の指定した日に限る。 ●勤務場所 市内市立幼稚園 ●申込み・問合せ 2月1日(月)～15日(月)までに事前に電話で面接日を予約し、履歴書と幼稚園教諭免許の写しを持参し、子ども未来室へ(郵送不可)。
市立幼稚園 技能員 2人	<ul style="list-style-type: none"> ●職務内容 市立幼稚園での清掃や樹木草花の手入れ、軽易な修繕など ●資格 昭和31年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教育に理解と熱意を有し、心身ともに健全な人(高等学校などを卒業した人) ●勤務時間 月～金曜日 午前8時～午後4時(うち休憩時間45分) ●雇用期間・勤務場所・申込み・問合せ 同上
図書館業務 補助員 6人	<ul style="list-style-type: none"> ●職務内容 市民図書館での図書館業務 ●資格 昭和31年4月2日以降に生まれた人で、次の①②いずれかに該当する人 ①司書か司書補の資格を有する人 ②公共図書館勤務の経験を平成28年3月31日時点で、2年以上有する人 ●雇用期間 4月1日～9月30日 ●試験日 2月20日(出) ●申込み・問合せ 2月7日(日)～17日(水)(月曜日を除く、午前10時～午後5時30分)までに、履歴書と司書または司書補資格証明書の写し、または2年以上の勤務経験を証明する書類の写しを持って松原図書館へ(郵送不可)。

※詳細は市ホームページをご覧ください。各担当課へお問い合わせください。

広報まつばら1月号の訂正について

広報まつばら1月号「人事行政の運営等の状況について」に誤りがありました。右記のとおり訂正しお詫びします。
 ▶問合せ 人事課

訂正箇所	誤	正
人件費の状況(P9)	住民基本台帳 (26.3.31現在)	住民基本台帳 (27.3.31現在)
定員の状況 イ 平成27年職員数の増減状況 一般行政部門(P8)	機構改革および人員配置見直しなどによる減員	機構改革および人員配置見直しなどによる増員

		平成27年	平成26年	前年比 増減率
松原署 管内	件数	596	673	△11.4%
	死者数	3	4	△25.0%
	負傷者数	720	801	△10.1%
大阪府下	件数	40,535	42,729	△5.1%
	死者数	196	143	37.1%
	負傷者数	48,392	51,501	△6.0%

▲交通事故発生状況 出典：警察統計

市内の交通事故件数が減少

市内における平成27年中の交通事故発生件数(速報値)は、前年の673件から596件と減少しており、そのうち自転車乗用中の事故も223件から194件と29件の減少となっています。

自転車乗用中における交通事故に注意



「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。
 ▼問合せ 市民協働課

交差点での事故に注意

交通安全対策委員会では、交通安全ポイントマップによる危険個所の周知、市内の危険個所への路面標示、松原警察署員の交通安全教室による交通ルール、マナーの講習など、さまざまな交通事故防止対策をしています。

平成26年度に実施した「けが及び安心・安全に関する実態調査アンケート」において、「自転車に乗るとき、どのようなことに注意しているか」という設問に対し、「夜間はライトを点灯する」を62.4%の人が、「交差点での信号遵守と一時停止・安全確認する」を56.5%の人が、次いで「左側を通行している」を53.8%の人が注意しているという結果が得られました。

アンケートの設問	回答数	割合
夜間はライトを点灯	1,014	62.4%
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認	918	56.5%
左側を通行している	874	53.8%
2人乗りをしない	649	39.9%
並進しない	599	36.9%
回答者数	1,625	

▲「けが及び安心・安全に関する実態調査アンケート結果」出典：松原市 ※複数回答可

号無視や一時不停止などの交通ルール、マナーを違反することによって、交通事故に遭ったり、交通事故を起こしたりする割合が高くなっています。事故に遭わないために、また、事故を起こさないためにも交差点では必ず信号の遵守と一時停止・安全確認をおこなひましょう。

また、交差点以外でも交通ルール、マナーを守ることが交通事故を防止し、皆さんの身を守ることに繋がります。

自転車に乗る際は、自転車安全利用5則を必ず守り、安全な自転車利用に努めましょう。

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

自転車保険に

加入していますか

自転車乗用中に自転車側の注意義務違反で、歩行者を死傷させるなどの大きな事故を起こした場合、9521万円という高額な賠償金の支払いを命じられた判決が出ています。

近年、こういったケースが増えてきています。自転車事故を起こさないために、また事故に遭わないように交通ルール、マナーをしっかり守りましょう。また、万一、事故に遭った時のために、自転車保険に加入しましょう。